

平成 20 年 10 月 28 日

## 時価の算定と債券の保有目的区分の変更を巡る議論について

我が国では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」において金融商品の会計処理及び時価の算定が定められ、その適用は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」を含む指針等に基づいて行われておりますが、最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物<sup>1</sup>との関係で、当委員会に対しても時価の算定や債券の保有目的区分の変更（保有債券の振替）に関する質問が寄せられています。

これらの点について、本日開催された第 163 回企業会計基準委員会においては、次の議論が行われ、それぞれ本日公表いたしております。

- (1) 実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」
- (2) 「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」

金融資産の時価の算定は、企業会計基準第 10 号等に基づいて行われますが、(1) は、その理解を促進するため、平成 20 年 10 月 16 日に公開草案を公表し、寄せられた意見も参考に、質問の多い点を確認することとしたものです。

また、(2) は、国際会計基準審議会 (IASB) が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準 (IAS) 第 39 号と国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号を改正する「金融資産の振替」を公表したため、債券の保有目的区分の変更に関する質問が寄せられていることに対応し、今後の議論に資するため、広く一般から意見を求めることを目的とした論点整理であります（コメント期限は平成 20 年 11 月 4 日（火）12 時（正午））。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、当該論点に関する検討結果を早急に取りまとめる予定です。

以 上

---

<sup>1</sup> この点については、当委員会の平成 20 年 10 月 16 日付プレスリリース「時価評価とその算定を巡る会計基準等について」の脚注 2 をご覧ください。